

中小企業等への省エネ設備の普及促進に向けた指定都市市長会提言

2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組み「パリ協定」を踏まえ、国は「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、産業部門及び業務その他部門における徹底的なエネルギー管理の実施に当たって「中小企業等の排出削減設備導入を支援する」とした。

経済産業省の総合エネルギー調査会に設置された「省エネルギー小委員会」が平成29年1月に公表した中間とりまとめでは、「事業者による自主的な省エネ投資を通じて生産高当たりのエネルギー消費量が改善され、それが競争力の強化・収益拡大につながることで、さらなる省エネ投資が実現する好循環の創出を目指すべきである」とされている。

しかしながら、同委員会の取りまとめによれば、中小企業のうち、3割の事業者で現存設備の老朽化が進み事業推進上の問題と認識しているものの、初期投資コストが多大となる設備更新より、改修・補修により事業を継続する意向が強いとされている。

そこで、省エネへの取組を活性化させる仕組みづくりや施策を拡充し、中小企業の持続可能な経営基盤の強化と温室効果ガスの排出抑制を図るため、以下のとおり提言する。

- (1) 省エネ診断から診断後のフォローアップまで中小企業等における省エネに係る取組を総合的に支援する施策の拡充・拡大を図ること。
- (2) 老朽化した設備の更新が「省エネ」や「ランニングコストの削減」に大きな効果を生み、経営基盤の強化・安定化とともに温室効果ガス排出抑制につながることを、より一層啓発すること。

平成29年7月11日

指定都市市長会